

## ネーミングライツについて

ネーミングライツについては、令和 6 年 4 月に、出雲市総合体育館の整備に合わせ導入したものが本市で初めての取組となりました。

一方で、既存の公共施設への導入については、令和 4 年度にサウンディング調査を実施しましたが、応募がなかったことから、これまで公募には至らなかったところです。

こうした状況において、既存施設への導入を推進することにより財源確保を図るため、以下のとおり取組を進めることとしますので報告します。

### 1. ネーミングライツについて

市が所有する施設等の名称に命名権を付与する代わりに、命名権者からその対価を得て、当該施設の管理運営費に充当します。

- (1) 市のメリット
  - ・財源の確保 …施設の維持管理費等に充当
- (2) 事業者（ネーミングライツパートナー）のメリット
  - ・宣伝広告効果 …施設来場者への P R、イベント等での愛称の周知
  - ・地域貢献としての企業姿勢の P R

### 2. 対象施設等

基本的な考え方は以下のとおりとしますが、具体的な対象施設やネーミングライツ料等の条件については、現在検討を進めており、決定後に改めて報告します。

- (1) 対象施設
  - スポーツ施設、文化施設、道路、公園など
  - ※ネーミングライツになじまない施設は対象外（例：庁舎、学校、病院など）
- (2) 契約期間
  - 原則、3 年以上の期間
  - ※指定管理者制度の導入施設は、指定管理期間を考慮して期間を設定

### 3. 募集方法

指定した施設の募集のほか、指定した施設以外も事業者からの提案が可能な仕組みとします。

募集にあたっては、まず「特定募集型」により募集を行います。応募がなかった場合は募集方法を「随時募集型」に移行するとともに、事業者から提案を求める「提案募集型」の募集を開始したいと考えています。

## 【募集類型】

### 公募

- (1)「特定募集型」  
…指定する施設について、期間を定めて募集（募集期間 60 日間）
- (2)「随時募集型」 ※(1)で応募がない場合、(2)に切り替え  
…指定する施設について、期間を定めず募集
- (3)「提案募集型」  
…施設を指定せず、かつ、期間を定めず募集（事業者からの提案）

## 4. 今後のスケジュール

|        |       |                                                     |
|--------|-------|-----------------------------------------------------|
| 令和 8 年 | 5 月頃  | 6 月議会 1 か月前全員協議会において募集施設、募集条件などを報告し、「特定募集型」により募集を開始 |
|        | 9 月頃  | パートナー（交渉権者）の選定 ⇒ パートナーとの協議<br>※応募がない施設は、「随時募集」に切り替え |
| 令和 9 年 | 1 月以降 | ネーミングライツの使用開始                                       |